

# 直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託仕様書

## 1. 業務名称 直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託

## 2. 業務目的

現在、本市の児童生徒は年々減少傾向にあり、加えて学校施設の老朽化が進んでおり、子どもたちにとってより良い教育環境の見直しや整備が求められている。

そのため、本市では学校規模適正化の取組を段階的に進めており、令和 8 年度中に、「直方市学校規模適正化実行計画（仮称）」（以下「実行計画」という。）を策定する予定である。

実行計画とは、令和 6 年度に決定した直方市学校規模適正化基本指針や、令和 7 年度に決定した直方市学校規模適正化基本計画等を踏まえ、直方市の児童生徒数を予測した上で、直方市の学校規模適正化に関し、直方市の適正な学校数や配置に係る校区見直しや学校統廃合について、プランを具体的に描くものである。

なお、実行計画は、直方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画である直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を内包するものとする。

本事業は、より効果的で効率的な実行計画策定の検討に係る支援を求めるものである。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

## 4. 業務内容

### (1) 学校施設の老朽化状況把握のために必要な調査

「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和 5 年 3 月文部科学省）」（以下「解説書」という）に基づいた、下記の業務を行う。

#### (1)-1. 老朽化状況把握調査

発注者（直方市）が指定する学校施設（小学校 11 校、中学校 4 校、59 棟）を対象に解説書第 2 章「ステップ 2 老朽化状況の把握」で示され

る調査を行う。

- ・構造躯体の健全性の把握（必須）
- ・躯体以外の劣化状況の把握（必須）
- ・整備レベルの把握（任意。実施する場合は提案書の独自提案で示すこと。）

・改修履歴の把握（任意。実施する場合は提案書の独自提案で示すこと。）

(1)-2. 上記の調査を踏まえた、学校施設の維持・更新コストの試算ソフト（以下「付属エクセルソフト」という。）の作成。

## (2) 実行計画策定に係る支援

(1) で作成した付属エクセルソフトを使用し、下記の業務を行う。

（この業務に係る進め方については、【進め方】を参照）

### (2)-1. 児童生徒数の予測

直方市の学校ごとの児童生徒数の将来推移を予測する。

### (2)-2. 学校再編プランの検討

児童生徒数予測と基本計画のロードマップに則り、学校の規模や配置を検討し、発注者（直方市）が示す素案を基に、市全体としての学校再編プラン（統廃合、校区見直し等）を複数検討する。

### (2)-3. コスト試算

それぞれのプランの今後の維持・更新コストを試算する。

### (2)-4. プラン決定のための助言

複数プランの中から、発注者（直方市）が選択すべきプランを決定するにあたり、助言を行う。

※この業務に係る試算データ等は、発注者の求めに応じて適宜提供すること。

## 【進め方】

1. 契約後、発注者（直方市）と受注者（委託業者）との間で十分な打合せを行い、検討に必要な条件や課題を協議する。
2. 発注者は、建物情報一覧表を基に、統廃合・校区見直しの素案を示す。

「素案」例：令和〇〇年に××小と△△小を統合する

3. 受注者は、2 で示された素案について試算ソフトを使用し、**複数のプラン**を提示する。

「複数プラン」例：××小の校舎を活用する。/△△小の校舎を活用+新設校舎

4. 発注者は提示された複数プランから選択し、再度受注者と実行計画策定に向けた検討を重ねる。

(3) 長寿命化計画見直しに係る支援

附属エクセルソフトを用いて下記の業務を行う。

(3)-1. 「改築」又は「長寿命」の判断基準の可視化

「改築」又は「長寿命」を判断する基準の設定方法を示す。

(3)-2. 老朽化対策の優先順位付け

老朽化対策の優先順位をどのようにつけるかの過程を示す。

(3)-3. 老朽化対策に係る将来コストの可視化

(3)-2 を基に、将来の維持・更新コストを試算し、グラフで示す。

(3)-4. 直近の整備計画の策定

(3)-3 を参考に、財政制約ラインを考慮して優先順位付けを行うための助言を行う。

※この業務に係る試算データ等は、発注者の求めに応じて適宜提供すること。

5. 実行計画の策定に関し、考慮する計画等

- ・直方市総合計画
- ・直方市公共施設等総合管理計画
- ・直方市学校規模適正化基本指針
- ・直方市学校規模適正化基本計画
- ・直方市子ども・子育て支援事業計画
- ・直方市財政運営方針
- ・直方市地域防災計画
- ・直方市都市計画マスタープラン
- ・直方市立地適正化計画
- ・その他実行計画策定に有益と判断できる計画等

## 6. 本業務に必要な情報収集について

本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩してはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

## 7. 現地調査

本業務の実施にあたり、現地調査が必要となる場合は、発注者の承諾を得て行うものとする。調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者に対して、円滑に調査実施できるように十分配慮をしなければならない。

## 8. 打合せおよび記録

- (1) 受注者は、直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務の進捗状況に応じて、発注者へ適宜報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (3) 受注者は、発注者と打合せを行った都度、その内容について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、発注者へ提出しなければならない。

## 9. 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後、本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、速やかに発注者に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること

## 10. 成果品

本業務の成果は、「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務」として取りまとめ、次のとおり提出するものとする。

- (1) 劣化状況調査票（解説書による様式）

- 電子データ 1部（ファイル形式：MS-Office 形式）

- ドッジファイル 1冊（A4判 4色刷）

※調査した劣化状況結果を、各校ごとに写真付きで分かりやすく示すこと。

- (2) 本事業で用いられた付属エクセルソフト
  - 電子データ 1部（ファイル形式：MS-Office 形式）
  - ※ソフト内の試算に係る設定状況は、発注者が指定を行うものとする。
  - ※今後も発注者が更新等活用できる状態で提出するものとする。
- (3) 本仕様書 4.業務内容 (2)-2、(2)-3 に係る業務で作成したデータ
  - 電子データ 1部（ファイル形式：pdf 形式及び MS-Office 形式）
  - ※提出を要するデータは、発注者が指定する。
- (4) 打合せ記録簿一式
  - 電子データ 1部（ファイル形式：pdf 形式及び MS-Office 形式）

## 11. 業務完了後の提出書類

本業務完了後、令和8年12月25日までに完成届を提出すること。

## 12. 委託料の支払い

支払いは、本業務完了確認後、受注者の請求による。

## 13. 業務の継続が困難となった場合の措置

直方市と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者および受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

#### 14. 権利義務の譲渡等

- (1) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

#### 15. 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 受注者は、発注者に対して、著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 発注者は、受注者がこの契約を履行するに当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### 16. その他

- (1) 本業務の履行に関して、受注者が直方市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその賠償の責を負うものとする。また、受託中に発生した事故、災害等による損害について、受注者及びその従業員は、直方市にその損害の請求をしない。
- (2) 受託者から引き渡しを受けた成果品に関する権利は委託者に帰属するものとする。この契約の履行にあたり生じたもの、印刷物のデジタル情報、

図版、写真およびネガフィルム等については、直方市が個々に使用が可能になるよう準備し、直方市が請求したときは、直方市が指定する方法で引き渡さなければならない。

- (3) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用および運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除および期間満了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、直方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 27 号）に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失および毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、直方市と受注者双方にて協議のうえ、決定するものとする。

## 17. 問い合わせ先

直方市教育委員会 教育部 教育総務課 規模適正化推進係

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7 番 1 号 担当：田代

TEL：0949-25-2322

MAIL：n-kyoiku@city.nogata.lg.jp